

# 第11回

## 健康食品の表示に関する検討会

平成22年7月28日（水）

午前10時00分 開会

○田中座長 委員の皆さん方、おはようございます。また、傍聴席の皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から、第11回の健康食品の表示に関する検討会を開催いたします。よき千秋楽となりますことを、ということで、よろしく願いいたします。

出席状況についてですが、本日は委員全員にご出席いただいております。

ご多忙中にもかかわらず、ありがとうございました。

本日の議題は論点整理の取りまとめとしまして、論点整理（案）に基づいて審議を行う予定としております。

本日は12時に終了を予定しております。円滑な議事の進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

初めに、泉大臣政務官よりご挨拶があります。では、よろしくお願いいたします。

○泉内閣府大臣政務官 皆様、おはようございます。第11回健康食品の表示に関する検討会、本日も多くの皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。委員の先生方、有識者、そして消費者団体、そして事業者関係の多くの皆様に、これまで11回——今日で11回ですけれども、数多くご議論いただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。

そして、多くの傍聴者の皆様にも、今回のみならず、連日お越しをいただきましたことに心から感謝申し上げたいと思います。やはりそれだけ、この健康食品というものはすそ野が広く、そして多くの方々が利用し——例えば最近も大変暑い日が続いておりますが、「夏ばて」というフレーズでさまざまな健康食品が販売をされていたりもするわけですし、その季節、四季折々の中で健康食品というものが日本の中で発展をしてきた、多くの消費者にも利用されてきたという結果であると思います。そういう中だからこそ、この消費者庁が発足して以降、より一層の安全性、また情報提供、そして安全利用という観点からもこの健康食品の検討会というものを進めてまいりました。

そういった中で、今日が最終的なご報告になろうかと思っておりますけれども、特に特保関連の論点について、そしてさらには健康食品全般、そしてまたその議論の幾つかの論点としては、恐らく今後、消費者委員会にも引き継がれていくと思っておりますが、皆様に最終的なご議論をいただいて、いい案に仕上げただけであればと思っております。これまでの田中座長、そして佐々木座長代理の、そしてまた委員すべての皆様のご苦勞に感謝を申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

私、後ほどで中座をさせていただくことになってしまいますけれども、お許しをいただきたいと思っております。それでは、今日、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中座長 ありがとうございました。

ここで、カメラの方につきましてはご退席をお願いいたします。報道関係の方も傍聴席のほうにお移りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より資料確認をしていただきます。

○平中食品表示課長補佐 おはようございます。資料の確認をいたします。

お手元にお配りしております議事次第、出席者一覧、資料配付一覧、それから配席図がございます。

それから事務局より論点整理（案）を提出しております。さらに論点整理（案）の概要といたしまして一枚紙がございます。さらに各委員の卓上には、神山委員より提出された資料を配付しております。

以上でございます。

○田中座長 それでは議事に入らせていただきます。本日は論点整理（案）に沿って、項目ごとに議論を進めてまいります。

まず、「1. はじめに」について、事務局よりポイントを説明していただきます。

○平中食品表示課長補佐 論点整理（案）につきまして、前回ご議論いただいた素案からの変更点を中心にポイントをご説明いたします。

1 ページ目から3 ページ目までが「はじめに」でございます。

1 ページ目、（1）でございますが、この検討会を開催することになった経緯、あるいは検討会の検討項目について記述しております。それから、いわゆるエコナ問題ということについての解説を脚注につけております。

（2）でございますが、本検討会における議論の対象ということで、健康食品が法的には明確に定義されていないことから幅広い検討を行ったということを記述しております。

それから1 ページ目の最後のところから、諸外国における健康食品の表示をめぐる制度についての記述がございます。まず、コーデックス委員会についての記述、さらに2 ページにまいりまして、アメリカ、EUにおける制度について記述しております。この本文に書き切れなかった部分については脚注を設けて、詳しく解説をしております。

2 ページ目の真ん中、（3）でありますけれども、健康食品の表示をめぐる我が国の制度の現状についての記載でございます。いわゆる健康食品を含め、人が経口的に摂取するものの表示については、いわゆる食薬区分について、薬事法の解釈通知であります、いわゆる46通知の内容に沿って解説をしております。

2 ページ目の後半ですが、一方で、特保を含めると約2兆円近くに及ぶ大きな市場が形成されているというような状況、それからさらにテレビCMなどによる販売促進活動も活発になってきたという現状を書いております。

3 ページ目にまいりまして、このような状況の中で、平成3年に特保制度が創設されたということでございます。他方、その他の食品については、各種法制度による表示の規制がございます。食品衛生法による規制、あるいは健康増進法による規制、さらに虚偽・誇大な表示などについては健康増進法及び景品表示法に基づく措置の対象ともなっているということでございます。

（4）でございますが、このような状況にありながら、これらの法令では効果的な執行

ができていないということが指摘されているという認識でございます。また、我が国では海外で表示が認められているような内容のものが認められていなかったり、あるいは何らかの科学的根拠が確認できない、あるいは成分が含まれていないというような食品が製造販売されているということから、消費者の適切な商品選択が困難となり、不適切な摂取を招きやすく、健康食品に対する不安を招くなどの懸念を生じさせているという認識を記述しております。

(5)では、これらの問題点に対する今後の対応方策について、今後対応すべき方向性が明らかになった課題については、消費者庁において早急に対応すべき方策を明らかにしていく。さらに制度的な対応を要するなど、さらに慎重な検討が必要な課題については消費者委員会において、さらなるご議論をいただくことを求めるということで区分して、論点整理を行ったということでございます。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それではご発言がございましたら、お願いいたします。

太田委員。

○太田委員 恐れ入ります。2ページ目の6行目でございますが、6行目の最後のところ、「評価が進められて」となっていて、その後文章が続くのではないかというふうな気がいたしますのですが。

「個々の申請に基づくヘルス・クレームにつき評価が進められて」、その後、何か文章が本当はあるのではないかという気がいたしますんですけども。

○平中食品表示課長補佐 別にこの後に文章が続くという認識ではございませんので。最後の「て」は要らないのかもしれませんが。修正いたします。

○太田委員 わかりました。

○田中座長 ほかにございませんか。

どうぞ、神山委員。

○神山委員 すみません、2点です。

一つは、2ページ一番下のパラグラフ、「一方で、「体調や健康の機能を表示・示唆する食品」や」の次に、「『健康食品』を標ぼうする食品」という言葉があるんですけども、今までの議論の中で「『健康食品』を標ぼうする食品」という言葉が使われたことはないような気がするのですが、これは何を意味しているのか、なぜこの言葉をわざわざ入れたのかということを知りたい。それからこの「はじめに」の1の最後のところも後もそうですけども、例えば「消費者庁において早急に対応すべき方策を明らかにし」というふうにしてあって、その後、「消費者委員会においては、さらなるご議論をいただく」というふうになっています。どうして、こんなに態度が違うのかということがよく理解できないので、「ご議論をいただく」などという言葉を使う必要はないのではないかと思います。

○田中座長 1 ページの本文の下から 5 行目に、今おっしゃった「『健康食品』を標ぼうする食品」についてという言葉が、一番最初、そこに出てきますね。今の 1 ページの下から 8 行目に今度は、普通の括弧の「健康食品」があるわけですね。今度は大括弧というんですかな、『健康食品』と、ちょっと区別されているみたいですね。

上のほうの「健康食品」はかなり広い意味にとられると思います。そして、大きい括弧の『健康食品』については、健康補助食品とか栄養補助食品とか、それからもっと何かありましたな、健康基盤食品とか、そういう名前を称してというような意味だと思いますね。神山委員は、この「標ぼう」が気になられますか。

○神山委員 今までそういう議論をしてこなかったような気がします。「いわゆる『健康食品』」とか、括弧付き「健康食品」ということでずっとやってきて、「『健康食品』を標ぼうする食品」というのは。

○田中座長 これは健康食品等と言ったほうがいいのかもかもしれませんけれどもね。栄養補助食品等のニュアンスを出しているような食品を書いているほうがわかりやすいだろうということでしたわけですね。

それから……。

○神山委員 何度もすみませんが、ちょっと理解できないのが、「特定保健用食品」や、「いわゆる健康食品」、「体調や健康の機能を表示・示唆する食品」のほかに何かがあるという趣旨ですか。

○田中座長 いや、先ほど申しましたように、栄養補助食品とか健康補助食品とか健康基盤食品とか、いろいろそういう名前を使って表示しておるということです。重複面はあると思いますね。例えば、この「体調や健康の機能を表示・示唆する食品」といいますと、ある意味では特定保健用食品もそうでしょうし、いわゆる健康食品もそうでしょうし、お互いの間に意味の重複がありますけれども、実状を反映して、こういう表現をされたら、このように理解しておりますけれども。

それから、もう一点、何でしたっけ。消費者庁に、3 ページの（5）の消費者庁に対することと消費者委員会に対することと、かなり意味が違うということですが、この論点整理では、消費者庁に対して早急に対応してほしいというのが 1 点あり、さらにこの制度、あるいは法律のことも絡んでくるかもしれませんが、それについては消費者委員会においてさらに検討いただくという、2 つの対応策があるという意味ですけれども。これは既に議論されてきたものであると私は理解しておりますけれども。

○神山委員 すみません、私はそういうことを言っているんじゃないで、言葉遣いだけの問題で、「ご議論をいただく」とか書く必要はないんじゃないでしょうかと。議論してくださいと。

○田中座長 「ご」を取れと、こういうことですね。

○神山委員 そうです。

○田中座長 ありがとうございます。

どうぞ、政務官。

○泉内閣府大臣政務官 これは私、本来、発言する立場ではないかもしれませんが、消費者庁におかれている検討会であるので、自分たちにはもちろん敬語を使うものではないと。しかし、消費者委員会というのは国会同意人事で、それなりの重たさがあるということをもって、多分「ご議論」という言葉を使ったと理解していますが、おそらくそれ以上の他意はないので、「議論いただく」ということでもいいかなと思います。

○田中座長 ほかにございますか。

宗林委員、その次、佐々木委員お願いします。

○宗林委員 すみません、先ほどの神山委員のところの2ページのところでございますが、当初から事務方からの説明のいろいろな表の中にも食品をこういうふう到大別しているということが示されており、それに基づいて私どもは議論してきたので、特保等、明らか食品と、いわゆる健康食品というような3つ、そしてどこかに最後に「等」をつけるというようなやり方でよろしいのではないのでしょうか。ここの「『健康食品』を標ぼうする食品」というものが何を指すのかが明確にわかりません。

○田中座長 事務局から追加説明をしてください。

○相本食品表示課長 ご指摘を踏まえまして、「等」を入れるという修文をさせていただきます。

○平中食品表示課長補佐 もう一度確認させていただきます。

今、宗林委員がおっしゃったのは、「一方で」のところですから、最初の括弧はそのまま、「体調や健康の機能を表示・示唆する食品や」の後を「いわゆる健康食品」に直し、「特定保健用食品等を含めると」というご指摘ですか。

「『健康食品』を標ぼうする食品」を除いて、「いわゆる健康食品」に変えるという理解でよろしいでしょうか。

○田中座長 要するに、大きい括弧の「『健康食品』を標ぼうする食品」というのを削除せよと、というご意見であると思いますけれども・・・。体調や健康の機能を表示あるいは示唆することなく、単に栄養補助食品等、そういう食品名を広告に載せておるものがあるというようなことで、これを入れたように私は理解しております。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木座長代理 全体の構成ですけれども、「はじめに」があったら、通常、「おわりに」があったほうがよいのではないかと思ったんですけれども、または「まとめ」とか。

もしもそうではなく、このままにするのであれば、「はじめに」ではなく、「背景」とか「経緯」とか内容がわかる文言に変えていただくほうが、読み手としては理解しやすいと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○田中座長 はい。

では、宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 お願いします。2ページ目の(2)の一番最後のほうなんですけれども、

「これらの国際的な情勢が大きく変化しつつあることも踏まえて」という表現になっておりますけれども、「国際的な動向との整合性が保たれるべきであるという認識のもとに」というような表現のほうが適切かと思っているんですが。やはり国際的な動向との整合性を保てないと機能性食品、つまり健康食品の分野の国際競争という部分がありますから、ここに我々の日本のスタンダードというのを考えたときに、一方的に海外からの情報だけではなくて、いわゆる日本のスタンダードというのも逆に発信する必要があると思います。

したがって、「国際的な動向との整合性が保たれるべき」という表現が、私は適当だと思います。

以上です。

○田中座長 これは意見をいただいたことがあったと思いますので。事務局から説明を。

○相本食品表示課長 事前に委員より、今ご指摘のあったようなご意見をいただいております。国際的な動向との整合性をどの程度考慮すべきかという論点につきまして、これまでの検討会のご議論でもご意見が各委員で分かれていた点だったろうと理解しております。

したがって、ご指摘のあった文章の追加をすべきかどうかにつきましては、各委員にこの場でご議論をいただければと考えております。

○田中座長 いかがですか。

太田委員。

○太田委員 3ページの(4)のところでございますが、ここに書いてあることについて異論があるわけではございませんけれども、この中で、表示された成分が含まれていないようなものについては、その有効性の表示の問題とちょっと内容が違うような気がいたしますので、別項目を立てたほうがいいのではないかと思います。これは、むしろ詐欺に近い状況ですので、すぐ対応すべきと思います。実際に表示された有効成分が含まれていないとか、科学的根拠も確認できないような成分でつくられているというものについては、すぐ何らかの手を打つ必要があると思われまますので、ちょっと何らかご検討いただければと思います。

○田中座長 いや、もうそうなると、いろいろなことを書かなくちゃならないので、これでご辛抱願えたらと、私は思っております。

ほかにございませんか。鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 本文のところは特に指摘はないのですが、脚注2のところ、細かい点ですが、もし修正が可能でしたらお願いしたい点があります。

コーデックス委員会のところについて記述がありまして、ここにある目的の消費者の健康保護の次のところは、コーデックスのハンドブックの第19版によりますと、英文そのものは、「fair practice in the food trade」というふうになっていますので、「食品貿易における公正な実行の確保」という表現が正確なものであり、少し硬い日本語になりますけれども、そういう意味だというふうに理解していますので、できましたら修文をお

願います。

以上です。

○田中座長 ほかにございますか。どうぞ。

○宗林委員 先ほどの宮島委員のところで議論するのかなと思った先ほどのところに関して、私は国際的な情勢については、確かに紹介もしていただきましたし、どういう形であるのかということを目で見ながらという議論をしてきましたが、必ずしもそれに整合性をとるために日本の制度を変えていくのにどうしていこうかという議論ではなかったと思いますので、原文どおり、変化しつつあることを踏まえた上で議論を進めましたという原文どおりでいいと思います。

○田中座長 いや、整合性の議論はしたと思いますけれどもね。私自身もそのことは発言しましたし。議論がなかったというのではなくて、議論はありました。

○宗林委員 ただ、議論はしましたけれども、保つための方向性で議論を進めていくというような方向性を見出すための議論ではなかった。整合性を保つにはどうしたらいいかということを目で見るということはしたと思いますが、文章としてはそういったことを踏まえて議論を進めたということで、私はよろしいかなと思います。あとはご意見をいただきたいと思います。

○田中座長 そうしますとこの検討会のポリシーとしては、そういう意見があったということを追加、つまり宮島委員のおっしゃるようなことがあったということを追加させていただきます。

では、山根委員、どうぞ。

○山根委員 そういうまとめで結構です。私も以前の議論の中で、国際的動向との整合性を図るということだけではなくて、まず国内事情を優先するということが議論、お話があって、それでまとめられたと思っていますので、原案優先でお願いしたいと思います。

○田中座長 ほかにございますか。

私から発言するのはあまり良くないのかもしれませんが、(2)のところで片仮名が出てきているのが、やや気にはなりますね。同じ内容のことを実は指しているんですけれども。このクレームを強調表示と訳されたのは浜野先生が最初でしたね？

ここはクレーム、ヘルスクレームと、片仮名が出ています。(2)は鬼武委員が言われたことに基づいてはいるんでしょうけれども、片仮名ばかりが出てくる。

もう一つは、(1)ページの4行目で栄養成分の機能の表示となっていて、一番下には栄養素機能表示となっていて、同じことをちょっと違う表現にもなっているような気がしますね。私は、栄養機能食品の創設にかかわった者としては、栄養素の機能表示がよいと思っています。

それから2ページに入ると、ダイエタリー・サプリメントには括弧して栄養補助食品とあるんですが、それから5行ほどあいて、フード・サプリメントには括弧をつけた日本語訳がないんですね。片仮名でいくんだったら、上の(栄養補助食品)も削除したほうがい

いんではないかなと思っているんですけれどもね。

どうぞ、浜野委員。強調表示の元祖。

○浜野委員 実はこれ、当初のものでは日本語の表示になっていたと思います。私自身もクレームという言葉が食品クレームという言葉との混同もあり、あまり使いたくないというのが正直なところですが。ただ、原文では確かにクレームという形にはなっていますが。

ここに、どこまで正確にクレームという原文を訳さなければならないのかなというところが悩ましいところで、私自身としては、これはもっとわかりやすい表示という言葉でいいのではないかなというふうに思っております。

それからダイエタリー・サプリメント、フード・サプリメントも、両方ともこれらは、米国ではダイエタリー・サプリメント、ヨーロッパではフード・サプリメントという言葉を使っていますが、中身としてはほぼ同等ですし、この報告書のレベルでは同じような形で、むしろそれを括弧で書いていいのではないかなと思います。

○田中座長 じゃ、鬼武委員、どうぞ。片仮名表示を主張されたと思います。

○鬼武委員 クレームというのが確かに日本語にないので、それをどういうふうに訳すかという悩みがありまして、コーデックスの定義では確かに強調だけでは本来の意味があるわけではなく、ご存じのとおり食品もしくはその食品の成分と健康の関係を言及、示唆もしくは意味するすべての表示とされており、それが日本語として適訳がないというので、そのまま片仮名書きを入れたほうがいいと、正確を期すために思いました。しかし、他の委員の方が強調というのでよければ、別にそんなにこだわるものではありません。それによって大意が変わるわけではありませんから。

ただ、本来の意味は、強調だけではないということをご理解していただければということです。そこでこの点についてあまり時間をとることは、したくないと思います。

○田中座長 要するにクレームという訳語については、健康食品に関連する研究者間でもすごく迷ったと思うんですね。クレームを日本語に訳するのが非常に難しいのでね。強調でなくて、強調表示と意識されたのでしょうか。健康食品を専門にしている研究者仲間では一応「強調表示」が定着しておる言葉です。しかし、一般の人にはわかりにくいと思います。

それでは、時間もございませんので、この部分については、今のご指摘を受けたところを踏まえて訂正したいと思います。主な部分を言いますと、1ページ及び2ページの大きい括弧の『健康食品を標ぼう』というのは削除するということですね。

それから、順番から言いますと、(2)については、片仮名よりも前から使っていた日本語のほうがいいのではないかなというようなことでありました。

それから、2ページへ行きますと(2)の国際的な情勢を変化しつつあること云々の次に、整合性に関するご意見もあったということを追加するというぐらいあります。

「て」と「ご」をトルということでした。それぐらいでよろしいですか。

それでは、時間もありませんので、次の3ページ、「2. 健康食品の表示に関する課題と対応方策の提案」というところに進みたいと思います。

○平中食品表示課長補佐 3ページ目の下のほうから「2. 健康食品の表示に関する課題と対応方策の提案」が始まります。前回の素案では課題と提案をそれぞれ分けて書いておりましたけれども、今回それを項目ごとにまとめております。(1)が「特定保健用食品の表示許可制度について」でございます。

4ページ目でございますが、本検討会では、特保制度の位置づけについて大きく3つの意見があったということを記述しております。疾病の治療を目的として利用する製品ではないというようなことを確認すべきである。あるいは、健康増進法の目的にどの程度寄与しているのかは必ずしも明らかではないということ。一方で、特保制度は現在においても食品の機能性表示の適正化に一定の役割を果たしているというような意見があったと書いております。

また、特保について今後改善していくべき点として、許可制度の一層の透明化など、あるいは許可後に生じた新たな科学的知見を収集する体制を整えるべき、表示内容の改善を図るべきというような意見があったとしております。さらに、再審査手続をめぐる制度的な問題点についても、さまざまな課題が挙げられたということでございます。

これらの議論を踏まえ、以下のとおり具体的な対応方策を提案するというようにしておりますけれども、一方で特保制度に係る制度的な課題については後ほど出てまいります。消費者委員会においてさらなるご議論をいただくことを求めていますので、その結果を踏まえた見直しを行う必要があるということを追記しております。

引き続き①でございます。特保の表示許可手続の透明化でございます。ア、イ、ウと3つでございます。5ページ目でございますが、特保の許可手続につきまして、その試験のデザインや適用条件について消費者庁の今の通知では大まかな枠組みしか示されていないことから、提案といたしまして、消費者庁は審査に必要かつ十分な試験デザイン及びその適用条件について、コーデックス委員会の勧告やアメリカ、EUの指針などを踏まえて総合的に検討し、具体的な枠組みを示すべきとしております。

イでございますが、特保の表示許可手続は複数の機関が関与しております。そのこともありまして、審議の公開・非公開の考え方などが必ずしも統一されていないということから、提案としまして、消費者庁は公表すべき情報の範囲や審査の基準を統一するなどにより、手続の透明化を図るべきとしております。

ウでございますが、これは素案の段階では機能性表示についての論点に入れておりましたけれども、こちらに場所を移行しております。特保では現在、9成分(10用途)について規格基準を定めておりますが、さらに審査の迅速化、透明化を図る観点から、消費者庁は新たな規格基準を策定することを検討すべき。その際の指針として、医薬品の作用との類似・相乗・相殺作用などの懸念が生じていない類型の成分について検討すべきということに記載しております。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。それでは、ご意見を承りたいと思います。

どうぞ、神山委員。

○神山委員 4ページの真ん中あたりで特保制度について、今後改善していくべき点としてというので、3つ目のポツですけれども、許可表示の内容にあいまいな面があったり、許可を受けた内容を超えた広告がなされるなど、消費者に正確な情報が伝わっていないことから表示内容の改善を図るべきと書いてあるんですが、これは表示内容の改善だけではなくて、前々から議論されていたと思いますが、表示しなければならないことは広告しなければならないというふうに広告内容を変えていくとかいうことも議論されていたと思いますので、表示内容のほか、広告についても改善を図るべきということにさせていただきたいと思います。

○田中座長 広告のほうは別のところであったんじゃないかな。ここは現特保の許されておる保健の用途に資する表示、それに伴う注意喚起の表示等が、現時点でちょっとあいまいだと、わかりにくいというような意味であると思います。その次に、許可を受けた内容を超えた広告がなされているなどといったことについての話だと思うんですけども。

もう一度、ちょっと説明してくださいませんか。

○神山委員 これは特保についての(1)で、(1)の初めの部分みたいなものだと思うんですよ、①の前で。だから特保全体について、こういう意見があったということをもとめている部分のように思いますので、許可表示の内容にあいまいなことがあるということは何遍も出ていました。それから許可を受けた内容を超えた広告があつて、指導したという事例も報告されていますけれども、それ以上に例えば、もうちょっと広告の内容を改善すべきではないかという議論もあつたはずだと思うので、全体的なはじめののところには入れていただいてもいいのではないかと思います。

○平中食品表示課長補佐 ご指摘のとおり、広告についての提案、後でご説明いたしますけれども、7ページ目、③のイのところに出てまいりますので、そのことをはじめのほうでも触れるというご指摘ですか。

そうしましたら、「表示内容の改善を図るべき」というところを、「表示や広告の内容の改善」というような形で修正をさせていただき、書かせていただきます。

○田中座長 ほかにございませんか。

宮島委員。

○宮島委員 5ページのウのところですけども、特保制度で私、前回もちょっと申し上げたと思うんですが、条件つき特保というのがもう一つあるので、特保ということを語るときに、一つ落ちているというのはやっぱりよくないと思うんですね。例えば、条件つき特保がまだ1件しかないという現実を踏まえて、制度のあり方を検討するとか、そういう一文をつけ加えるべきだと思います。

以上です。

○田中座長 今の意見に対していかがですか。よろしいですか。では、ほかにございませ

んか。

ありがとうございました。

そういたしますと、「2. 健康食品の表示に関する課題と対応方策の提案」①のところでは4ページの真ん中の黒いポツ3つのところを神山委員の意見に沿って、追加記述するということですね。

それからもう一つは、5ページのウというよりもエになるかもしれませんが、条件つき特保について再検討すべきであるという意見があったということを追加することにさせていただきます。

それでは、続きまして2の(1)の②ですね。「許可後に生じた新たな科学的知見の収集」についてということで5ページになりますか。事務局よりポイントを説明してもらいます。

○平中食品表示課長補佐 5ページの下の方、「②許可後に生じた新たな科学的知見の収集」でございます。

6ページにまいります。現在の特保の許可条件の中でも、許可を受けた者に対して、新たな科学的知見を入手した際には遅滞なく報告するよう条件を付しておりますけれども、実際には安全性について、このような報告がされた例が見当たらないという問題意識でございます。

「このため」というところで、まず消費者庁はリスク分析の原則に基づきというところを明らかにしつつ、以下の課題について速やかに対応策を検討するとしております。アとイとございまして、アについては、許可後も事業者に関連する科学的知見を収集させ、定期的に取りまとめて報告させる。さらに、これを消費者にわかりやすく情報提供する仕組みを構築すべきと提案しております。

イでございますが、これらの新たな科学的知見が生じた場合には法制上、再審査手続を開始するかどうかという手続になってまいりますけれども、消費者庁はこれらの手続と並行して、許可した内容、表示内容を変更し、あるいは表示すべき注意事項を追加することが適当な場合には、事業者にも速やかに表示内容の変更を求めることができるとして提案しております。

以上です。

○田中座長 それでは、今の②についてご発言ございませんか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木座長代理 脚注の8ですけれども、その中のハザードの説明のところ。「人の健康に」の文章、これは正しいと思うのですが、その具体的説明が次の文章にありまして、「有害微生物等の生物学的要因、汚染物質や残留農薬等の科学的要因、食品が置かれている温度の状態がある。」と書いてあります。この中に今回この検討会で検討している主要事項が入っていないと思うのですが、そのような理解にはならないでしょうか。

すなわち、ここの食品安全委員会のを引いておられますが、目的が違うので、ハザ

一ドの具体的説明がここに、この検討会に書かれているものには当たらないように私には思うんですが、いかがでしょうか。

対策としては、ハザードの説明だけにとどめて、1つ目の文章の「食品状態。」のところとどめ、その後の具体的な例示を削除するという案があるかと思います。

○田中座長 確かにそのほうが無難かもしれませんね。というのは健康食品の場合は関与成分と今回、問題になったのは、そこへ不純物が入っておったという問題になりますわね。それがハザードですわな、いわば。

○佐々木座長代理 場合によっては不純物ではないでしょう。

○田中座長 いやいや、不純物としてグリシドール脂肪酸エステルであったということですから。だから関与成分以外の成分というようなことであるという意味で言うんですけれどもね。

○佐々木座長代理 なので、削除しておいたほうが将来においていいかなと。

○田中座長 あるいは、この注釈の8、要るんですかね。リスク分析という考え方は既に広く知られていて、わざわざこれを書く必要があるんですか、どうですか。

○佐々木座長代理 私はリスク分析の原則というものの説明を入れておいたほうが親切であるというふうに。

○田中座長 それは親切は親切ですけれども、そうなればいろいろなことをすべて網羅しなくてはならないようになってきますのでね。わざわざリスク分析だけをここで書く必要があるのかなという気がしないでもないです。書けとおっしゃったら、このままにしておきますがね。いかがですか、皆さん方。

どうぞ、神山委員。

○神山委員 そもそも「リスク分析の原則に基づき」という文章が要るんでしょうか、ここに。

消費者庁はリスク分析の原則に基づき……。

○田中座長 そうではなくて、注釈8が要るかと言うているんです。

○神山委員 注釈が入るのは、本文に「リスク分析の原則に基づき」と書いてあるからだと思うんですが、消費者庁は以下の課題について速やかに対応策を検討し、必要な措置を講ずるべきであると言い切ってはいけないのかと。そこにリスク分析の原則に基づくという注意をわざわざ入れなくても、消費者庁はこういうことをしてくださいと言い切ってしまうといいような気がするんですが。そうすると、注も要らなくなると思うんですが。

○田中座長 「リスク分析の原則に基づき」削除せよと、こういうことですね。注も削除せよと、そのほうがすっきりしていいだろうという意見です。いかがですか。

○山根委員 同意見です。

○田中座長 鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 あまり時間をとりたくないのですけれども、ここの文章は、最初の提案の文章（事務局の提案の文章）では、「消費者庁はリスクマネジメントの原則に基づき、以下

の課題についてやる・・・」というような文章だったと思うのです。その表現は正確ではなくて、消費者庁も一つのリスク管理機関としての役割があるでしょうから、そうであるならば、消費者庁はリスク管理者としての権限に基づきというふうな修文でいいというふうに思ったのですが、最終的にはリスク分析の原則ということになって、それで注釈がついたということになったと思います。

したがって、私はリスク管理者としての権限か、もしくはリスク分析の原則ということを書き記述するのであれば、先ほど佐々木委員の説明があったように、注釈8と、それからハザードの前段の部分までの説明で止める、その次の食品微生物のところは削除するということでも構わないというふうに思っています。今、コーデックスのほうでもハザード、特に栄養学的ハザードについては微生物学のおよび科学的ハザードと異なり他の意味合いを考えるべきだと議論され始めています。その面からも後段の部分は外してもらって、前段の文章で理解できますし明確になるのではないかと思います。

以上です。リスクアナリシスもしくはリスク管理者の権限どちらかということです。

○田中座長 リスクアナリシスというと、かなり広い意味にとらえていますので、そのうちの一つの要素としてのマネジメント、管理のほうだとはご意見です。消費者庁はリスクアナリシスのなかのリスクマネジメントを担っているからですね。事務局、何か追加コメントがありますか。

佐々木先生、どうぞ。

○佐々木座長代理 「リスク分析の原則」という言葉は、私は入れておいたほうがよいと思います。

○田中座長 注釈は。

○佐々木座長代理 注釈は先ほどのとおりです。

○田中座長 それでよろしいですか、皆さん方。

それでは、そのようにします。ハザードの注釈は有害微生物等からの文章ですね、それを削除するという事にいたします。ありがとうございました。

ほかにございませんか。

それでは、太田委員、どうぞ。

○太田委員 6ページのアのところでございます。関連する科学的知見を事業者に収集させということになっておりますが、もちろん事業者が収集するという事は大事なことです。実際にリスクの情報を落ちがなく収集するというのは非常に大変なことだと思います。万に一つ落ちてしまっただけで、それが大きいリスクだったならば完全に大きな障害が起こることになります。これは何らかの費用負担を求めるにしても、例えば国立医薬品食品衛生試験所とか、国立健康・栄養研究所とか、データを取り扱っていらっしゃる所で、やはり収集をし、それを分析するというほうが適切ではないかと考えます。

○田中座長 いや、これは、この検討会の提言の核の一つであり、やはり事業者も積極的に収集していくということにつきましては、私は既にコンセンサスができておると思いま

すので、これはこのまま生かしたいと思いますが、いかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、この5ページ、6ページにわたりました②につきましては、8の注釈のみ、一部削除するというにしたいと思います。みなさん、よろしいですね。

続きまして、2の(1)③に入ります。「保健の機能を適切に伝える表示・広告方法」について、事務局よりポイントを説明、お願いいたします。

○平中食品表示課長補佐 6ページの下の方から始まっております「③保健の機能を適切に伝える表示・広告方法」でございます。

ここでは特保の表示の内容があいまいで、その食品の機能性の程度が消費者に正確に伝わっていない面が見受けられる、あるいは、特保を宣伝する広告自体は特保の表示許可の対象とはなっておりませんが、その表示内容、許可を受けた表示内容を超える文言やイラストなど多様な表現を用いてアピールがされて、消費者に誤認を与える原因となっているという問題意識でございます。

7ページにアとイと、2つ提案がございます。まずは特保の許可表示の内容でありますけれども、表示許可の申請に当たっては通常、一定の条件下で行われた試験データに基づいて表示できる保健の機能を判断しておりますけれども、なかなか許可された表示内容からはそのような詳しい条件が読み取れないことが多いということから、消費者庁は、表示された保健の機能が適切に期待される摂取条件——例えば摂取が期待される対象者や期間などが記載されるよう、表示方法の改善を図るべきとしております。

この表示内容の改善に当たっては、薬事法に抵触しないものであるという点は当然維持されるべきでありますので、これらについては、厚生労働省と十分に調整する必要があるとしております。

それからイでございますが、特保の広告について、その広告についても、許可を受けた表示内容と齟齬のない表現がとられるべきことは当然であると。これと著しく異なる広告については、健康増進法や景品表示法に基づく虚偽・誇大表示規制の対象ともなり得るところであります。現実にはこのような規制が十分になされているとは言えないことから、消費者庁はこのような広告を掲載した事業者に対しては虚偽・誇大な表示・広告規制の対象となり得るものとして、表示内容の変更を求める旨を明らかにし、健康増進法や景品表示法に基づき厳正に対処するとともに、これらのガイドラインの作成に着手すべきとしております。

以上です。

○田中座長 それではご発言をお願いいたします。どなたかございませんか。よろしゅうございますか。

神山委員。

○神山委員 先ほども申し上げたことですが、この文章で許可を受けた表示内容と齟齬のない表現が広告においてもとられるべきだということが書いてあって、あとのほ

うにガイドラインをつくるべきだというのが書いてあるのでいいんですけども、ただ、ここで書かれているのは表示を超えた誇大な広告ということが中心になっています。

議論したときに、やはり齟齬がないようにするということは、例えば表示の中で「血圧が高めの方に」というので、降圧剤との併用禁止みたいなことが表示に書いてあったら、それも広告に書くべきではないかということと、健康増進法に基づき特保に書かれているような主食、副菜、副食といった、「バランスのよい食生活を」と表示しなければならないことも広告に入れるべきだという趣旨をどこかにちらっと入れていただけないかと思います。

○田中座長 ちょっと待ってください。事務局に、確認のためお聞きしますが現時点で今の食生活の基本は云々という表示が義務化されているのは商品、包装と添付説明書だけですか。

そうしますと、新聞広告等、その他にもということですね。

そうしたらそれを取り入れていいわけですね。

ということだそうです。ありがとうございました。

ほかにございませんか。

それでは、今の神山委員のご意向に沿って、その旨のことを入れさせていただきたいと思います。それでよろしゅうございますか。

それでは続きまして、2の(2)、7ページの「健康食品の表示・広告規制について」に移ります。本件をめぐる事情と①というのはどこですか、9ページですね。「①虚偽・誇大な表示・広告規制の効果的な執行」というところまで、9ページの終わりのほうまで、事務局からポイントを説明していただきます。

○平中食品表示課長補佐 7ページの下の方から「(2)健康食品の表示・広告規制について」という見出しがございます。まず健康食品の表示・広告については、各種法令により規制がなされております。

まず、疾病の治療や予防などの効能効果を標ぼうした場合には薬事法に違反することになるということがございます。

それから7ページにいきまして、食品の容器包装や添付文書に表示がある場合には食品衛生法に違反すると。さらに健康増進法にも違反するということがございます。これらの表示に加え、テレビCMや新聞広告などについても健康増進法及び景品表示法に基づく措置の対象となるということがございます。

しかしながら、現実には消費者に誤解を与えるような表示や広告が数多く見受けられるということで、このような実態を踏まえて議論を行ったところ、本検討会で行った意見書を3つにまとめております。

1つ目は、違法な表示や広告を放置すれば、国民の健康の保持増進に悪影響を及ぼす、さらに消費者による正しい商品選択を不可能にし、またさまざまな消費者トラブルの原因にもつながりかねないというご意見でございます。

一方で、健康増進法に基づく規制を執行している行政の担当官は少数でございまして、さらに現場で指導監督に当たっている保健所などには勧告や命令を行う権限がないなど執行体制がぜい弱であるという問題意識もございました。

それから食品衛生法に基づく表示規制については、現在の法制度では広告を対象としていない、さらに指示や勧告などの規定も置かれていないことから、健康食品の表示規制の手法としては限界があるというようなご意見がございました。

また、これらの規制を効果的に執行するために今後改善していくべき点として、健康増進法に基づく規制の効果的な執行を確保すべき、さらに景品表示法などの関係法令や事業者団体などとの連携を促進すべきというような意見がございました。さらにその他制度的な問題点について、さまざまな課題が挙げられたところでございます。

他方、これらの規制と関連しまして、機能性表示についてのご意見もございましたので、3つ挙げております。

1つ目として、これらの表示・広告規制が効果的に行われることを前提に、食品の機能性に関する情報を消費者にわかりやすく伝えるための制度設計を研究することも考えられるのではないかとのご意見がございました。

これに関連しまして、現在、特保制度が存在するものの高い科学的根拠が要求されて、審査が長期間に及ぶという問題点があって、十分にこの制度は機能していないのではないかと問題意識。

さらに、国際的に科学的評価が固まっているなど一定の科学的根拠を持つ成分については機能性の表示を認めてもよいのではないかとのご意見もあったところでございます。

これらの議論を踏まえて、具体的な対応方策を提案しております。9ページの①でございますが、虚偽・誇大な表示・広告規制の効果的な執行ということで、いわゆる健康食品の虚偽・誇大な表示や広告に対しては健康増進法、景品表示法及び食品衛生法の連携により効率的、効果的な規制を行うことが望まれるということで、ア、イ、ウと3つ提案を挙げております。

アですが、虚偽・誇大な表示や広告に該当するか否かを判断する基準を明確にするという観点から、消費者庁は虚偽・誇大な表示・広告の具体例を明らかにするなどしたガイドラインの作成に速やかに着手するという事。

それからイですが、消費者庁が行っているインターネットにおける虚偽・誇大な表示・広告の監視に関して、改善指導を行う回数を増やすなどして一層の監視の強化を進める。さらにその結果を取りまとめて概要を公表するという事。

それからウですが、健康増進法だけでなく、景品表示法の規制の規制にも対象になっていて、違反事業者に対しては、事業者名も含め、その内容について公表をしております。これらの執行の実施に当たっては景品表示法の手続を適宜、適切に活用するなど両法の連携を強化し、事業者に対して厳正な対処を行うべきというように提案をしております。

以上です。

○田中座長 それではご発言をお願いしたいと思います。

じゃ、鬼武委員、宗林委員の順でお願いします。

○鬼武委員 9ページの前文の、「いわゆる健康食品の」というところで、下線が引いてあるところ、事前送付資料で少し追加をお願いしたのですけれども、読みあげます。「健康増進法、景品表示法の連携により、また、公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある虚偽または誇大な表示の規制をする食品衛生法の連携により」というふうにし、可能ならば加筆していただければということをお願いします。

○田中座長 法律ごとにちょっと区別して説明を書けよと、こういうことですね。

いかがですか、事務局。

○宗林委員 すみません、9ページのウのところでございまして、違反事業者に対する事業者名公表のところですが、事業者名公表というのは非常に有効じゃないかという議論をしてきたと思っています。

それで現在、景表法によるとか、違反事業者に対しては公表しているというふうにかかれていますが、また排除命令等々、実施されているのも存じ上げているところですが、健康増進法などは年間、例えば500件違反例があっても、毎年同じ件数を、予算の限りにおいて調べていることのご報告があって、一向に減っていく様子がないというようなこともありますので、より一層効果的な対応のために、この範囲を広げた、事業者名公表に対するルールづくりの検討も行っていただきたいというふうに考えています。

現状、事前に出した意見では、一部のものしか公表されていないのではないかという意見を出ささせていただきましたが、それは違うというご意見を事務局からいただきましたが、景品表示法なども、排除命令とか警告以外に注意等いろいろなレベルのものがあって、そういったものについても、もし事業者名公表ということも検討していただければ、その次の措置、あるいは全体として優良誤認の表示の減少につながるのではないかと思っています。

特に健康増進法のほうですが、事業者名が公表されたような事例はほとんどないと思っていますので、ここをもう少し強化することを検討するような文面を入れていただければというふうに思います。

○原消費者庁審議官 執行面の実状を申し上げますと、景品表示法の場合には、表示と実際が違うということと、著しく優良であるということがございます。その観点で、そこまで立証できるかどうかという部分がございまして、實際上、その調査をしている段階で表示が改善されている場合については、そこまで立証して時間をかけるという形ではなくて、途中で違反行為等々と認定せずに打ち切りをして、注意をするという形をとっております。

それから、表示と実際は違うというのは立証できました。それから優良かどうかというのもある程度わかりました。ただ、著しいかどうかという点の立証がなかなか難しい場合については、警告としてそれも公表するというところで、「おそれ」の段階でもそういった

ものについては公表する。

それから実際に違反行為という形で認定できたものは命令というものを出して公表する。

そのような形で、行政としては違反と認定したものはすべて公表しているという形なのですが、實際上、問題になる表示がいっぱいあって、公表していないという疑問等々が当然あるのは事実ですけれども、こちらとしては違反かどうかまで調査しなくて、未然という形で改善されればということです。

当然にそれが何回もやっていけば、それを理由として警告をし、公表という形をしております。

それから、健康増進法の場合ですが、今まで私が見た段階で、違反かどうかというところまで立証はしきれておりません。多数の事案を迅速に処理するか、立証を時間をかけて厳密にやっていって公表していくのかという問題がございます。

實際上、健康増進法の中で、違反行為を摘発する職員はほとんどいません。表示の場合は違反行為を厳格に立証しないと、事業者を公表することはなかなか難しいと思います。違反ではないけれども、ある程度問題のところもあることもございます。この場合、どこまで事実認定を行えば公表できるかといった問題があります。他方、特に健康食品の場合には直接消費者の方々に対して健康被害ですとか、衛生の被害もあり得るわけでございます。どういう状況になれば公表していくのかというところは真剣に消費者庁としても検討した上で、できるだけ事業者名の公表というのを活発に行っていく、広げていくという対応をしたいと思っておりますので、その点ご承知をしていただければと思っております。

○宗林委員 実態として、数少ない人数の中でやられているということと、また別に、ここの中の議論で事業者名公表をなるべく推進して、前向きに検討していくようなことをしていってほしいというようなことを議論したので、それを書き込んでいただきたいということを申し上げましているという意味でございます。

○田中座長 このウの下線部分のところで、それは読めませんか。厳正な対処を行うべきであるという表現を、そういう意味で使っているんですけれども。もっときつく書けというんですか。

○宗林委員 もし可能であれば、例えば、事業者名に対しては、例えばどこかに事業者名公表の検討も含めとか、そういう一言を入れていただければ、まずは私としては。厳正の前に、事業者名に関しては、事業者名公表等も含めて厳正な対処を行う。最低限、事業者名公表を前向きに検討していただきたいということで、厳正な対処というのはそういったことも含めて、あるいは検討も含めてということを入れていただければと思います。

○田中座長 いかがですか。

○原消費者庁審議官 そういうことであれば、ウの最後のところに、虚偽・誇大な表示や広告を行う事業者に対しては、事業者名の公表も含め、厳正な対処を行うべきであると書くことは可能かと思えます。

○田中座長 それでよろしいですか。

ほかにございませんか。

神山委員、どうぞ。

○神山委員 8ページの真ん中あたりの3番目のポツのところですけども、「食品衛生法に基づく表示規制は広告を対象としておらず」というふうになっています。確かに食品衛生法の施行規則の21条はすばらしい条文で、特定保健用食品及び栄養機能食品以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならないと書いてあるので、ここに広告というのを入れて、「表示並びに広告をしてはならない」というふうに施行規則を改正すれば、あつという間に問題解決できるのではないかと単純な提案をさせていただいたら、それはやっぱり食品衛生法の法改正が必要だというふうに返事があったので、もし法改正が必要だとすれば、「健康食品の表示規制としては限界がある」で終わりにしないで、法改正も検討すべきであるといった意見がありましたというふうに、そこにちょっと入れていただきたいと思うのですが。

○田中座長 審議官、どうぞ。

○原消費者庁審議官 食品衛生法の場合に機能の部分について表示——すなわち包装やパッケージに対してしてはいけないというところはかなり実効性があると思うのですが、これを広告まで仮に広げた場合にどういう問題が生じるのかというと、今行われているテレビのイメージ広告はすべてできなくなります。それから広告等々もすべてできなくなるわけです。

それからもう一つは、当然に、例えば特保の許可を受けていないものについては成分のチラシとかパンフレットとか、そういうものについては、實際上こういう成分がある、こういう成分でこういう効果があるということもできなくなるわけです。そうすると、本来あるものに対して、適正な真実の情報の提供という観点から見ると、かなりマイナスになってくるという部分もございます。

もちろん悪質な表示に対しては、一切がそれで解決できるというメリットがあると同時に、正しい情報の場合にそれを発信するツールが全くなくなる。今は表示——パッケージには書けないけれども、チラシ、パンフレット等々には正しいものであれば書けるという整理になっておりますので、そういった面を全体的にどういう整理をして、どうしていくのかというところがあるかと思えます。

そういった面で、そこまでこの検討会で検討したのかというと、していない状況があると思うのですが、そここのところをどう皆さんが考えるのかは、ご意見をいただいたほうがいいかなと私は思います。

○神山委員 今、審議官おっしゃったように、全部なくなるのがいいのではないかと思っているものですから。

表示がいけないんだったら広告もいけない、というふうにならないといけないと思います。栄養成分を書いてはいけないと言っているわけじゃなくて、栄養成分の機能を書いて

はいけない。栄養成分の機能を書きたかったら栄養機能食品を取りなさいとか、特定の保健の目的を書きたかったら特保を取りなさいということになっているので、特保も取らないで特保と同じような広告、テレビコマーシャルをやっているというのはおかしいのではないかというのが根本にあります。特保と同じような広告はできない、それから栄養成分の機能の広告もできないというふうになれば良いと思っています。悪質かどうかではなくて、真実であるかもしれないけれども、やっぱりいけないものはいけないんだよという線を引いていただきたいなと思って、そういう意見を出してみました。

○田中座長 それもなかなか線引きが難しいという話になってくるんですけども。

中下委員、どうぞ。

○中下委員 私も同意見で、前々から申し上げたと思いますけれども、一応、特保と栄養機能食品以外は表示してはいけないというのが原則で、どこにもそういうことを書かれているのに、実態はそうではないというところに非常に問題があると何度も指摘をしてきましたので、それは当然のことで、それがだめだということだったら、別の制度をどうしていくのかということを引きちと検討していただきたいと思います。

今、その前提で特保制度が設けられたと私どもは理解をしております。そのような保健機能について表示をしたいのであれば特保の手続でやりなさい、だからそれ以外のものはだめですよと、栄養機能食品は別にしてですね。ということに法律の建前はなっている。にもかかわらず、それが守られていない、そういう違反なものがいっぱいある、それが放置されているのが問題だとずっと指摘してきたつもりです。それが困るというのであれば、どういう制度にするのかを引きちと検討していただきたいし、そのことを消費者委員会に引き継いでいただきたいので、私も全く神山先生と同じ意見で、法改正が必要だということを加えていただき、次の検討課題との関連を明確にさせていただきたいと思います。

○相本食品表示課長 神山委員からそのような問題提起があったということについて、そういう趣旨の文言を追加させていただきます。

○山根委員 今のような意見は追加ということで記載していただくということと、あと、こういった法改正の必要性に関しては、これから説明があるかと思いますが、12ページのほうのアとイのところに制度の拡充、あるいは法体系のあり方の検討というようなことで出てきていると思うんですけども、ここの文章が、例えばイは、これだけの長い文章が1つの文章で、なかなかすっきり読み切れないので、少し検討いただきたいなということで、後でお願いしようと思ったところです。それとこのアとイの書き方で罰則の強化であるとか必要な法改正を議論すべきだということが十分言えているのかということとはちょっと考えていかなければと思います。

○田中座長 それでは今の(2)、7ページの表示・広告規制については、8ページの黒ポツ、3つ目のところに法改正を議論すべきである、私、法律の専門家でないのであまり上手に表現できませんが、そういった趣旨の神山、中下、山根委員の意見を踏まえて、そういう意見もあったということを追加させていただきます。

それから、9ページについては、①の前文は、3つの法律を区別して書くという鬼武委員の意見を採用しましょう。それからウにつきましては、最後のところに事業者名の公表も含めといった趣旨の文言を入れるということにさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、続きまして、「(2)健康食品の表示・広告規制について」の9ページの②の「関係部局・団体との連携促進」、それだけまずやりますか。3は後で。

それでは、②のポイントを説明していただきます。

○平中食品表示課長補佐 9ページの下から始まっております「②関係部局・団体との連携促進」でございます。虚偽・誇大な表示・広告などの規制については、他法令あるいは関係する部局団体との連携の促進が必要であるという観点から、2つの提案をしております。

アですけれども、関係法令の担当部局との連携としまして、10ページにまいります薬事法を所管する厚生労働省に事案報告する、そのようなルールを整備するなどにより、省庁間の連携を促進すべきとしております。また、地方レベルでも健康増進法と景品表示法との連携を深められるよう、地方の関係部局の連携を促進すべきというふうにしております。

それからイでございますが、事業者の組織する団体、あるいは広告を掲載するメディアの組織する機関にあっても自主的なチェックをする取り組みが行われております。表示・広告の適正化を図るためには、これらの自主的なチェック機能の強化も重要であるということから、提案といたしまして、消費者庁はこれらの自主的な団体が中立性の高いガイドラインを策定したり、審査の参考にできるように消費者庁としてモデル条項を策定する。このほか、メディアの行う自主的な規制に対し、助言・支援などを行うなど必要な措置を講ずるべきとしております。

以上です。

○田中座長 それではご発言をお願いいたします。

神山委員、どうぞ。

○神山委員 上から4行目の「地方レベルでも」という以下の部分につきまして、これは地方レベル同士の連携というふうに読めるのですけれども、この地方の各部局と消費者庁との連携ということは言わなくても当然だからいいということでしょうか。

○田中座長 事務局、どうぞ。

○平中食品表示課長補佐 法律の執行に当たって、国と地方との連携は、これは日ごろから行われていることなので、それは当然のこととして、さらに地方レベルでの横の連携を強化するという趣旨で書いております。

○田中座長 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、次の10ページの「③一定の機能性表示を認める仕組みの研究」について、ポイントを説明していただきます。

○平中食品表示課長補佐 10ページ真ん中、「③一定の機能性表示を認める仕組みの研究」でございます。現在、機能性表示が認められている特保の許可に当たっては、原則としてRCTを要求するなど高い科学的根拠が要求されております。

一方で、これまでご議論いただいたように、いわゆる健康食品の表示・広告規制が効果的に行われるのであれば、あわせて、この特保として認められている表示以外にも消費者にとって一定レベルの科学的根拠が認められた成分を含む食品を消費者が識別しやすくなるという観点から、国が何らかの関与をすることを前提に、一定の機能性表示を認める新たな制度設計をつくっていく可能性があるのではないかというご意見があったところでございます。

これを踏まえた提案といたしまして、消費者庁は、要求される科学的根拠のレベルや認められる機能性表示の種類、さらに含有分量や食品としての安全性を国が客観的に確認できる仕組み、中立的な外部機関の活用の可能性なども含めまして、新たな成分に係る保健の機能の表示を認める可能性があるのかどうかということについて、引き続き研究を進めるべきと提案しております。

以上です。

○田中座長 では、ご発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは続きまして、2の(3)の①、そして11ページに入りますが、「さらに検討が必要な制度的な課題」、「①特定保健用食品の表示許可制度」について、事務局からお願いいたします。

○平中食品表示課長補佐 11ページの「(3) さらに検討が必要な制度的な課題」については、消費者委員会において、さらなる議論をいただくことを求めたいと整理しているものでございます。

「①特定保健用食品の表示許可制度」であります。

特保の表示許可後に新たな科学的知見が生じた場合には、消費者庁は再審査手続をとることになっております。しかしながら、今の制度では再審査手続を開始するか否かの判断基準が明らかでない。あるいは手続を開始しても、判断に時間を要するということがございまして、これらについてはエコナ問題に端を発して消費者の不安、懸念が広がる中で多くの意見が寄せられたところでございます。これらを踏まえまして、消費者委員会において、アとイと2つの論点について、さらにご議論を求めたいということにしております。

アですが、再審査手続を開始するか否かの判断基準を明らかにすること。さらにそれに至るまでの新たな科学的知見を報告させる義務を事業者に課すということ。それから再審査手続を迅速に判断できる体制を整備することなどについて、具体的な方策を引き続き議論する必要があるとしております。

それからイでは、再審査手続は、判断が出るまでに相当の時間を要する手続となっております。

ります。このため、表示許可を取り消す前であっても注意喚起表示を義務づける。あるいは許可を一時停止できるような仕組みを構築するということが考えられるということなどがございます。

これらを踏まえまして、どのような表示を義務づけるべきか、表示の義務づけや一時停止の判断基準をどのように考えるべきか、判断に当たって、どのような手続を踏むべきかということ、さらに許可の更新制を導入することの可否なども含めまして、新たな制度設計のあり方について、消費者委員会において引き続き議論いただきたいということにしております。

以上です。

○田中座長 ご発言をお願いします。主として再審査手続の話ですが、どなたかございませんか。

よろしいですか。

それでは、もしご意見あれば後から伺ってもいいと思いますので、引き続き12ページの「②健康食品の表示の効果的な規制や適切な情報提供の仕組み」について、ポイントを説明していただきます。

○平中食品表示課長補佐 12ページ「②健康食品の表示の効果的な規制や適切な情報提供の仕組み」でございます。

特保に限らず、健康食品全般に対する消費者の関心が高まっていることを受けて、この検討会におきまして、現在の趣旨の表示規制が不十分であることが多くの消費者の不安、懸念を招いているのではないかと。このため、より効果的な表示規制の仕組みが必要ではないかというようなご議論をいただいたところでございます。また、食品の摂取が人体にどのような影響を与えるかというような情報を消費者に正確に提供する仕組みが必要というような議論もございました。

これらについては、消費者委員会において、さらなる議論をいただきたいということで、4つ課題を挙げております。

アといたしまして、虚偽・誇大な表示に対して、さらに効果的・効率的な規制を行うという観点から、関連する法制度を含む制度面での拡充を求めていくということでございます。例えば、現行の健康増進法では、都道府県の執行権限が明らかになっていない、あるいは立証責任を行政側が負っているということなどを踏まえて、健康増進法と景品表示法の連携により執行力を強化する観点から制度の拡充を行うことについて、引き続き議論する必要がありますとしております。

イといたしまして、前回の論点整理（素案）より追加した項目でございますけれども、このほか、現行の食品衛生法は広告を対象としていない点、あるいはこの食品衛生法では勧告などの行政措置が不十分である点、このほかサプリメントに関する法制度が存在しない、サプリメントに特有の表示規制が存在しないということなども踏まえて、食品の機能性をめぐる制度の見直しについて議論する必要がありますとしております。その際には現行の

特保制度及び栄養機能食品制度との整合性の検証も含め、これは別途進んでおります食品表示に関する一元的な法体系のあり方の検討とも整合性をとりつつ、引き続き議論する必要があるとしております。

ウでございますが、消費者の信頼を確保するために、国民生活センター、消費生活センター、消費者団体などを通じて消費者からの苦情や相談を受け付ける体制、このほか、消費者からの申し立て制度の整備、そのほか事業者及び事故情報の報告義務化、関係法令の執行状況の公表など、消費者への注意喚起を促す方策などについて引き続き議論する必要があるとしております。

最後、エでございますが、機能性を表示した食品の有効性、安全性に関する正確な情報を消費者に適切に提供するため、別途厚生労働省においてアドバイザースタッフの養成についての検討なども進められておりますので、これらとも連携いたしまして、医師会、薬剤師会、栄養士会などの協力も得ながら、専門家の養成や情報を集約・提供する体制の整備などについて引き続き議論する必要があるとしております。

以上です。

○田中座長 ではご発言をお願いいたします。

では、宮島委員、林委員の順でお願いいたします。

○宮島委員 このページの全般的なことについて幾つかお話ししたいんですが、我々の通信販売協会としては以前に申し上げたとおり、サプリメントの取り扱いに関するガイドラインをつくっています。そういうものを通じて自助努力というのを続けていけばいいというふうに思っていますけれども、これは協会でもんだ議論でもないもので、若干私個人的な意見なんですけれども、もちろんこれは消費者庁ともよく連携をとって相談をしながらやる話なんですけれども、そろそろ、健康食品というのはやっぱり参入障壁が非常に低いということと、だれでも売れるというところがあるので、そろそろ届け出制というんですかね。サプリメントの販売に対しての届け出制というのをやっぱり考えていく時期に来ているんじゃないかというふうに思っています。

この11回の検討会で感じたことは、どちらかというところと厳しい規制、いわゆる健康食品に対する厳しい規制というイメージを我々持っているんですけれども、規制ばかりではなくて、やっぱり前向きな考え方というのはどうしても必要になってくると思います。届け出制というのは、その中の僕は一案だと思っていますので、即導入というわけにはいかないと思いますけれども、やはり参入障壁の低い業界であることと、また売ることについて何も決まっていないというところをやはり是正するために、私は一案だというふうに思っています。これは意見です。

それで、イのところなんですけれども、栄養機能食品にやっぱりかかわることなんですけれども、先ほど条件つき特保について申し上げましたけれども、やはり栄養機能食品の制度、このあり方についてもやはり検討すべきであるというところを一文足すべきでないかというふうに思っています。

それからエのところですけども、有効性、安全性のことを前に申し上げたんですけども、やっぱり食品というのは、日本なら日本の食の文化があるわけで、やはり国民の健康とかいうことで考えた場合に、やはり有効性、安全性というのはやっぱり中立な立場で、国の機関がやはりやっていくべきことじゃないかというふうに思っています。中立な立場で政府が行うことが必要だと思っています。このことについて、それをやることで健康食品業界にとっては厳しい結果があるいは出るかもしれませんが、やはりそこを通過していかないと消費者の利益のためにはなっていないというふうに思っています。やはりお客様のことを考えて、有効性、安全性というのは、我々のところというよりもやはり国がやるべきことだというふうに思っていますので、この中にそういうことを盛り込んでいただければありがたいと思います。

以上です。

○田中座長 これについて、林委員。

○林委員 報告書の内容と文章表現については、特に問題はありません。ただ、ここで一つ、消費者とは何かとか、ここでは消費者をどのようにとらえているかということについての解説を註に追加していただきたいと思います。

消費者といいます、例えば、EUでは消費者理解という立場で、消費者という用語を使う場合、消費者は平均的な消費者——アベレージ・コンシューマーを意味するとしております。この資料の中でも、消費者という言葉は主として消費者理解という立場で使われているので、EUと同じように平均的な消費者ということになるわけですね。

もちろん平均的な消費者の定義は難しいんですけども、感覚的には理解できますし、日本の平均的消費者は決して欧米に比べてレベルは低くはないわけですね。

ところがこの検討会の議論の中で、例えば健康食品の製品をカプセルとか、錠剤の形態にすると、医薬品と間違える可能性があると言われています。実際に表示がしっかりしていれば、多くの人、言い換えると平均的な消費者は間違えないんですね。ですから、この検討会では平均的消費者というのと、ごく一部の消費者が混同して使われていることとなります。その点をはっきりさせるために、消費者というものをどうとらえているかについての註を加えていただきたいと思います。

○田中座長 じゃ、太田委員、どうぞ。

○太田委員 宮島委員のご発言ございましたことに私も賛成でございます。業界にとって厳しいかもしれないけれども、消費者は自分に適切な商品をどう選ぶかということが非常に大事だと思います。

この会でも議論に出ました何らかのマークをつける。細かい情報がたくさんあってもなかなか読み切れないということから言えば、第三者において、品質あるいは商品の安全性、あるレベルの有効性、それから成分がきちんと入っているということなど確認をとれたものについては何らかのマークをつけて、マークがついているものはある水準であるということにしたらどうか議論をしたと思いますが、ちょっとそのあたりが今回の論点整理から

抜けておりますので、加えていただければありがたいと思います。

○田中座長 現時点では、消費者委員会の中の新開発食品調査部会で、特保については有効性、安全性が審議されておるわけですね。それ以外で今、第三者というのは本当に中立的な、学識的な立場からのものと、国というような発言が宮島委員にあったんですが、このことにつきましては、どこかになかったですか、そういうことに対応するという表現は。そう。10ページの下から3行目ですか、中立的な外部機関の活用ということが書いてあります。しかし、太田委員のおっしゃっている第三者認証とはちょっと違うんですね、宮島委員がおっしゃったのは。今の第三者認証は業者がやっておられる印象を持ってもらえるので、そうでなくて中立的なということですね。

それから確かに栄養機能食品の拡充という議論があったんですけども、實際上、これは極めて難しいんですね。というのは、多くのミネラル、ビタミンについて摂取量の把握が非常に難しいんです。セレンなど食品成分表に載っていないものがあります。そうしますと、摂取量を把握できなかつたら、摂取量が過剰であるとか適切量であるとかいう判断ができません。そういったところで栄養機能食品の拡充は簡単にはできません。このため、ビタミン12種類、ミネラル5種類にとどまっているんですね。

それから、届け出というのが、私にはちょっとわかりにくいんですが、これは宮島委員、いつでしたかね、発言されたように私は記憶しているんですけども。あるいは修正コメントで何か出されましたですかね。そのあたり、ちょっと届け出のことをもうちょっと追加で発言していただけますか。

○宮島委員 例えばどうでしょう。健康食品は、例えば300億円程度扱っている会社ですと、大体種類でいくと100種類を超えているケースもあると思うんですね。どういう形式になるのかは別にしまして、例えば内容成分であるとか食品名、売り方とかそういったものを、もし消費者庁ということであれば、そこに届ける。一品ごとの、エビデンスまではいきませんが、その健康食品の、その種類の経歴書のようなものですかね、というものをつくって届けていけば、それを全業者に波及すれば、どういう食品が今、日本で売られているかというのは把握できることになりますね。確かに手間はかかると思いますが、

そういうことが、それをすぐ許認可とかいうことに持っていくのではなくて、事業者から自主的に出る、そういう仕組みですね。それをまず第一歩やっていけば、今まで出てきた広告の問題であるとか、食品がよくわからないとか、表示の問題ということに対してのある種の回答には、私はなと思っています。確かに事業者のほうにしますと、非常に手間がかかる、パッケージの問題から何から全部絡んできますんで、コスト高になることはわかりますけれども、やはり健康食品というのをきちっとした商品としてこの日本の不況下の中で数少ない、まだ成長している分野ですから、やはり大事に育てていかなければいけないというふうに思っていますので、きちっとした形で成長する一助として届け出制というのを申し上げました。

以上です。

○田中座長 どうぞ、神山委員。

○神山委員 12ページのイの文章が、2つのことを含んでいて、わかりにくいのではないかと思います。

先ほど宮島委員がおっしゃったように規制の問題というのと、それから新たな制度の問題と2つになっているように思いますので、イを、現行の問題で不十分であるというところで終わらせる、あるいは法改正だとか食品表示に関する一元的な法体系のあり方の検討というのが規制の部分にいくと思います。その次のサプリメントに関連する法制度が存在しないということと、それから現行の特保や栄養機能食品との整合性の検証も含めということになると、つまり、今の宮島委員がおっしゃった届け出制度みたいなものも含めて、そういう新たな、サプリメントだけじゃなくて健康食品に関する法制度が存在しないので、現行の特保制度等の整合性も含めて引き続き議論する必要があるというふうに、2つの問題にしたほうがわかりやすくはないかなと思います。

○田中座長 ほかにございませんか。

○宗林委員 神山委員と全然関係ないところですけども、今のところと。

○田中座長 結構ですよ、どうぞ。

○宗林委員 そうですか。すみません、このところというよりも全体も含めてのことですが、この規制全体として、食品衛生法もありますし健増法もあり、そして薬事法もありというようなことになっていますが、私は事前の意見で、やはり今までの実績から薬事法が第一にというように書かせていただいたりもしたんですが、これは実際に取り締まりをしていくときにどういうふうな仕組みになっていくのかということをお聞きしたいし、もし決まっていないうのであれば、消費者委員会のほうでご議論いただくことになるのかどうかということをお尋ねしたいと思うんです。

というのは、一つの表示・広告が問題だとなったときに、これは効能効果の表示だから薬事法とか振り分けをして、法律の役割分担じゃないですが、そういったことがあるのか。あるいはそれぞれ所管している法律のところの省庁がそれぞれ頑張りましょうねということを書いているということなのか、その辺のご説明を少し。これで書いただけで全体が強化されるということになるのかどうかということもちょっと心配ですので、お願いしたいと思います。

○平中食品表示課長補佐 ご質問の件については、9ページから始まる(2)の提案のところに書かせていただいたつもりですけども、まず健康増進法と景品表示法、これはいずれも消費者庁が所管しておる法律ですので、端緒情報を受け付けた段階から情報を共有し、場合によっては共同で調査などを行うというような形をとっておるところでございます。

薬事法は、これは担当省庁が別でございますので、必要に応じて情報を提供して、厚労省のほうでどのような対応をするかはご検討いただくということにしているところござ

います。

○宗林委員　そういうことではなくて、一つの表示というのは3つの法律に抵触する可能性が出てきているわけです。そういったときに、何かルール化するのかどうかということをお願いいたします。

薬事法にまず回すということを第一義的にするのか、こういう表示についての取り締まりは、第一義的には消費者庁さんの所管であるから消費者庁さんの持っている健増法であり景表法でありというようなことでまず第一義的にやっていく。それでないものについて厚労省に持っていくというか、どの法律でやっていくのかが重なるような気がしますが、重復するような気がいたしますが、そういった場合はどうするのでしょうか。

○原消費者庁審議官　基本的には一つの表示、例えばパッケージでいろいろな機能が書いてあるという場合に、薬事法に抵触するような表示があるということになれば、薬事法の場合にはその表示自体でアウトですので、一番効率がいいわけです。健康増進法や景品表示法というのは内容を調べなければいけないという部分がありますので、当然薬事法で優先的にやっていただく。つまり、がんや病気というようなものはやっていただくということかと思えます。

それ以外につきましては、基本的には健康増進法と景品表示法を持っておりますので、情報の中でパッケージだけというものであれば、どちらがいいのか検討しまして、特保等でやる場合にあっては健康増進法ですし、内容や効果効能を立証しなければいけないという場合には、景品表示法では不実証広告規制があつて、それを使うということになれば景品表示法でやる場合もあります。

それから、パッケージはいいんだけど、広告には問題があるという場合には、広告についてはそれぞれ一番効率的な形でやると。

中にはパッケージは健康増進法の特保の関係でやり、広告チラシは景品表示法でやるというような分担も、事案ごとにやっていく。効率的に対応していきたいと思っています。

○宗林委員　私もまさしくそう思います。ですからプライオリティーとして、効果効果の表示があつた場合は薬事法で打てるので、薬事法に回すのではないかなと思っていたので、それがわかるように整理、わかつたほうがいいなというふうに思っているわけです。それが見えにくいということですが。

というのは、例えば、この検討会で健増法で問題があると事務局から出された事例はすべて、私から見ると、やっぱり薬事法違反のものが事例として出されておりますので、それは健増法ではなく効果効果の表示として薬事法で措置されるべきだというふうに思いますので、そのあたりの仕分けの優先度といいますか、こういう場合はこちらをまず先にとすることが少し見えるほうがいいかなというふうに思います。

○平中食品表示課長補佐　ご指摘の点は、9ページの一番下のところに書かせていただいたつもりでございまして、適切な医療を受ける機会の喪失などの健康被害を生じさせるおそれが高く、迅速な対応が必要な案件——つまり「これを飲むとがんが治る」と書いてい

るような表示があれば、これはまさにここに当てはまるのではないかと考えられますので、これらについては厚生労働省に事案を報告するというのを考えておいて、その具体的な報告のルールなどを整備していくとしたところでございます。

○田中座長 ほかにございませんか。

では、山根委員、それから中下委員、鬼武委員、その後、林委員の順番でお願いいたします。

○山根委員 今、ちょうど9ページを開いていただけたと思うんですけども、前回の後に、この9ページのウのところ規制ということで、景品表示法や健康増進法の罰則強化ということで法律改正をすべきというようなことも入れてほしいということ意見を意図として出しましたところ、そういったことを読み取れる内容を12ページのアに制度の拡充ということで入れますということで返事をいただき、私も納得はしているんですけども、この、ただ、制度の拡充ということで、迅速な公表ですとか、罰則の強化ということを含む議論がしていただけるのかということちょっと質問したいです。あとイの文章ですけども、先ほど神山さんからもご提案ありましたように、すこしすっきりというか、2つに分けて課題を整理していただきたいということと、それで食品表示法のような一本化に向けた議論というのとは別というか、その前に制度化できる可能なものについてはこう進めるということも含めて整理をいただければというふうに思います。

○中下委員 一つ質問ですが、10ページの③の一定の機能性表示を認める仕組みの研究、これは消費者庁がやるべき課題の中に入っているんですけども、この部分と、12ページの②イの記載も、主語は「食品の機能性表示をめぐる制度の見直しについても」ということになっておりますので、主語は食品の機能性表示をめぐる制度の見直しになろうかと思うんですけども、そうすると、この一定の機能性表示を認める仕組みと重なる部分だろうと思うんですね。

この重なりは、どのように仕分けをして考えればいいのか。消費者庁として引き続き何を検討し、何を消費者委員会に検討を求めるのかということをお聞きしたいと思います。

○平中食品表示課長補佐 10ページでございます一定の機能性表示を認める仕組みの研究ですけども、ここで消費者庁に具体的に提案しているのは、新たな成分の表示を認める可能性があるかどうかということの研究を進めるということですので、ここではまずは消費者庁でそのような成分があるかどうかということの研究をいたしますということでございます。

それを受けて、仮に新たな制度設計が可能であるというようなことであれば、制度的な課題については、やはり12ページに書いておりますようなさまざまな制度の見直しとも関連して、消費者委員会にご報告しながら検討していくということになろうかと思っております。

○中下委員 そうしますと、先ほど宮島委員からご指摘のあった、安全性や有効性の国による一定のチェックというんでしょうかね、そういう部分かと思うんですけども、それから太田委員が第三者認証とおっしゃった部分ですけども、これは③の10ページのとこ

ろと仕分けしたみたいですがけれども、あくまでもこの10ページのところは成分に係る研究ということなので、そういう制度的なものは全部12ページに入るという理解でよろしいでしょうか。そうだとしたら、12ページのイ、先ほど神山委員からもご指摘もありましたけれども、いろいろなことが全部ここに入っているのです、この部分をもう少し丁寧に書き加えていただいたほうがわかりやすいんじゃないかと思います。

消費者委員会が受け取られても一体何をやるのかというのがあまり明確になっていないので、先ほど私も指摘させていただきましたが、例えば食品衛生法の改正——広告を入れるかどうかという改正の問題は消費者委員会で検討していただくんだったら、具体的な課題ですので、もう少し明示をしていただいたほうがいいんじゃないかと思います。

○田中座長 ほかにいかがですか。

林委員、どうぞ。

○林委員 中下委員の意見に賛成で、やはり一定の機能性表示を認める仕組みの研究というところは、もう少し詳しくしたほうがいいと思います。

一点追加します。今回の10回の検討会の議論を基にすばらしい論点整理ができていますけれども、この成果を健康食品の開発と普及にどう反映させるかということが一番大きな問題です。ところが、そういう意味で、この資料を読みますと、内容の多くは取り締まりとか規制に向けられています。一方、健康食品は、多くの人に使われています。これは世界的な状況です。優良な食品産業はそのための開発、役立つ食品の提供に努めているということですね。

そうすると、やはり国としても、あるいは行政としても消費者としても、健康食品について単なる規制とか取り締まりだけじゃなくて、産業振興という立場から考えなければいけないんじゃないかなと思います。そこで、消費者の健康の保持増進という立場で、産業振興に関するこのような検討会を別に企画してほしいと思います。

このような検討会のテーマとして、食品の機能性に関する情報を消費者にわかりやすく伝えるための制度設計の研究、および国際的に科学的評価がまとまっている成分については機能性表示を認めるべきかについての検討が必要だと思います。

とにかく、今回の検討会はここで終わったのではなくて、これが出発点だという立場で取り組む必要があると思います。

以上です。

○田中座長 ほかにございませんか。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 この検討会でちょっと抜けていたなと思ったのは、実際に健康食品を使われているお客様の声というのが実はあまり反映されていなかったかなと思っていて、インタビューとかアンケートとか、いろいろ方法はありますけれども、実際に使っている方たちの声とか考え方とか、あるいは便利さ、不便さ、あるいはわからない、わかるという、そういうような実際の声というのを、やはり我々は本来聞くべきだったかなと、

ちょっと私も反省していますけれども、もしこれが今、林先生のおっしゃるとおりで、これからスタートラインで、これから健康食品について検討を重ねていく機会があるということであれば、ぜひそのときはお客様の声というのを、やっぱり聞いていくべきだと思います。

我々、例えば薬事法なんかでも化粧品というのにも入っていますけれども、化粧品の原料なんていうのは、健康食品と違って歴史も長いですから粧原基とかいって、原料の許認可のこともきちっとしたものと。それに対して、健康食品は原料の問題でもまだまだこれからやっていかなければいけないことがたくさんあるので、実際にその過程の中で、お客様の声というのをやはり反映していく必要が私はあると思いますので、そういう機会がありましたら、ぜひお客様の声というのを取り入れていただきたいと思います。

以上です。

○田中座長 ほかにございませんか。

太田委員、その次に、佐々木委員。

○太田委員 冒頭、佐々木委員からお話がありましたように、「はじめに」があるから「おわりに」ということがございました。たまたま、林委員が今ご発言になった産業振興にもなるというような事柄も踏まえて、「おわりに」というか、将来展望というような格好で、このような健康食品が上手に利用されることによって健康の保持増進、それからQOLの向上、それから産業振興ですとか、一連の経済的メリットというような事柄も踏まえて、上手に使えればこうなるよということで、何か文章をつくられたらいかがかと思えます。

○田中座長 審議官どうぞ。

○原消費者庁審議官 この論点整理のところで、産業振興なり何なりということはあえて書いてありません。それはどうしてかといいますと、消費者庁というのはそもそも何のためにできたのかということです。今までは産業界中心の業所管省庁がやっていたものを、消費者の立場に立ってやっていくということですので、私どものこういう検討会もそういった観点からですので、規制が中心になります。そこで健康食品を今後増やしていく等となりますと、いわゆる業所管ということがございます。そうすると、そういったような産業振興というのを消費者庁がやっていいのかなのか、現在はそれはやらないと。それと一線を画すということで、消費者庁の検討会で書くというのはいかなものなのかと思っています。

それからもう一つ、消費者は何を基準にするのかということで、平均消費者という議論がございましたけれども、何らかの基準をつくっていくときにどういう消費者を基準に考えるのかというのは必要と思うのですが、全体の消費者行政、表示そのものをしていくというのは、それは平均の消費者ではない、消費者にはいろいろな消費者があつて、それはそれぞれ全部目配りをして、老人は老人ですし、少年は少年、いろいろな消費者を目配りをしてやっていくということがございますので、全体の表示のあり方というときには、

ターゲットにする消費者というのを定めるというのはなかなか難しいのではないかなと考えて、事務局として素案をつくらせていただいたところでございます。

○田中座長 鬼武委員。

○鬼武委員 修文のことではないのですが、産業振興についての委員からの意見がございましたので、それを受けた意見を申し上げます。本検討会は消費者代表から学識経験者、産業界まで、いろいろな立場の方が委員として参加しています。先ほど原審議官がおっしゃったようなことに賛同しますし、今回は消費者庁として初めての報告書であり、むしろ産業振興ではなくて、消費者庁の立場としてその点を強調していただき、前文か後ろのほうにつけていただいたほうがいいと思います。消費者庁としては本検討会において、消費者の健康保護という視点から、厳密な形で議論を積み重ねてきたということをつけ加えていただいたほうがいいと考えております。

以上です。

○田中座長 ほかにございませんか。

佐々木委員、宗林委員。ちょっと時間が過ぎてきておりますので、簡潔にお願いします。

○佐々木座長代理 適切な情報提供を行うということは当然重要なんですけども、同時に、消費者がその情報を正しく読める力を授けるということも、消費者の側から見れば、落としてはならないことではないかと思うんです

それらしい文章は少しかいま見えるんですが、そのところをもう少し明確な文章として一文起こしていただくことが可能であれば、お願いをしたいと思います。

○宗林委員 文章自体についてはありません。全体としてですが、中にかなりたくさんのかんことを盛り込んでいますし、私どもも非常にいろいろなことを議論させていただいたので、このまとめを消費者委員会に送るものも、それから消費者庁内で実施のものも量的にもたくさん、困難さということでも大変なことが盛り込まれているので、ぜひとも実行に向けてといいますか、時間軸が全く書いていないのでいつまでにというようなことは今、言うのは大変難しいだろうと思いますが、論点をまとめた後をぜひともよろしく申し上げます。

○田中座長 ほかにございませんか。

はい。

○林委員 消費者については、一般論として審議官がおっしゃったとおりだと思います。追加したいことの一つは、消費者は、さまざまであるということです。実際に報告書の書き方によっては消費者という用語が大きな誤解を招くということがあります。一部の消費者の意見にもかかわらず、すべての消費者の考えのように理解される例もあります。その意味で、全体の考え方は、審議官がおっしゃったとおりですが、消費者は多様だということを、註に加えていただくべきと考えます。

それから、産業振興についてですが、先ほど申し上げたように、今回の表示に関する検討会とは別に取り扱うべき課題と思っています。今後とも表示についての検討を続けるな

らば、という立場で申し上げたままで、ここでは、やはり産業振興は全然別の問題だと思います。

○田中座長 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

はい、どうぞ、山根委員。

○山根委員 最後なので一言だけ。

自分自身への反省も含めてなんですけれども、11回にもわたって、事務局の方には本当にご苦労だったなというふうに感謝申し上げたいんですが、消費者庁として、こうした初めての取り組みというか、従来の審議会形式とは別に、本来委員みずから、もっともったたき台を制作して議論を深めるというやり方をもうちょっと深めるべきだったのかなという反省を持っています。事務局案に対して、諮問を受けて、意見を述べてというやり方と違う形を求められていたということがそもそもあったのかなという、ちょっと今、反省をしているところです。今後、またいろいろと皆さんとも議論していきたいなと思っています。

○田中座長 ほかにございませんか。

それでは、戻りまして12ページの②については、特にイのほうにディスカッションがあったと思いますが、このイには異なっている概念が2つほど混在しているので2つに分けて記述してはどうかということでした。その中には、宮島委員からの提案もありましたように届け出制の問題、それから栄養機能食品の拡充、それから国あるいは中立的な立場から有効性、安全性を見ていくということになれば、10ページのほうとの関連も出てくるんじゃないかと思えますので、そのあたりを考慮に入れて、イを書き直させていただくことでよろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、本日いただいた修正案については、私、座長にご一任いただくこととし、事務局と相談して修正し、最終的な健康食品の表示に関する論点整理を作成したいと思います。よろしいでしょうか。もちろん先生方にまた送りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に私としては、11回にもわたって、いろいろ意見を頂戴いたしまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

私は何回かお話ししましたように、特保というのは、健康食品あるいはサプリメントの中で有効性と安全性が科学的根拠に基づいて確認されたものでありまして、それを消費者に示すものであると。消費者の方が健康食品あるいはサプリメントを選ぶ場合の参考となるものであるという姿勢で、私は長年新開発食品調査部会長として務めてきたつもりであります。

しかしながら、保健の用途に関する表示、あるいは注意喚起表示についても、ちょっと私としてはずい言い方かもしれませんが、主として、当初に許可されたものにやや問題があるようにも思います。それがずっと引き継がれているのも事実であります。しかしな

がら、私が厚生労働省の部会長を務めて三、四年後たつて、つまり、この数年間で個別審査委員会の審査は厳しく、かつ適正になってきたのではないかと、私は思っております。今の段階では特保の制度がかなり確立してきたのではないかとこのように考えております。

しかしながら、例の食用油のことにつきましては、私どもはその関与成分であるジアシルグリセロールに何か問題があるのではないかとこのところでがんセンターあるいは医薬品食品衛生研究所等にも試験をしてもらってきておりました。専門家もその方向で実験してきたんじゃないかなと思っております。しかし、これは意外なことに、ここでは不純物という表現をされていますが、関与成分でないものに問題がありまして、そのために対応が遅れたということも私は事実ではないかと思っております。これは私としては極めて遺憾であると思っております。

この検討会の席上で、また検討会が終わってから消費者団体の方ともお話し合いをさせていただきまして、機能性の表示とか、特に新聞や広告で消費者の方がインターネット、あるいはテレビコマーシャルもですが、消費者の方が気にしておられる、あるいは問題視されていることを突然宿題だと言って提出していただきました。そういったことに対しても非常にありがたく思いますし、私としては非常に大きなインパクトを与えていただいたと思っております。私自身、表示に対する認識も改めたわけです。多分、他の学識経験者の方や事業者の方も、目を覚める思いをされたのではないかと思っています。そういう意味でも心から感謝申し上げます。

健康の増進維持あるいは生活習慣病の予防というのは、基本はやはり日常の食生活であり、また運動であり、禁煙、節酒と、そういったことであります。健康食品あるいはサプリメントというのは、先ほど話題になった英語ではダイエタリー・サプリメント、フード・サプリメントといわれていますように、日常の食事・食品を補充するといえますか、補完するとか、そういうものであります。たとえ有効性が確認されておっても、そういうものであるということを確認しておきたいなと思った次第です。

最後にもう一度、委員の方に厚く御礼申し上げます、終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

先ほど、宗林委員からもしっかりやってくれるんだなというような発言もありましたので、最後にこの論点整理を受けた今後の取り組みについて、事務局から決意を発表していただきます。

それでは、長官、どうぞ。

○内田消費者庁長官 今、その話、私申し上げたほうがいいかなと思ったのですが、宗林委員がおっしゃられましたけれども、田中座長初め、皆さんこの実効性をちゃんとやってくれるんだろうなというのは共通の関心事項だと思っております。

今年の3月に、消費者基本計画という5年間の計画を決めました。その中にこの項目も入れてございます。その他の項目とあわせて、最終的に食品表示制度の一元化法制の検討というところに収斂するという位置づけになっております。5年間の計画でございます。

かつ、この計画については、消費者委員会等々できっちりと評価点検を毎年していくことになっております。その中の一つになっているのが1点でございます。

それから、もう一つは、この論点整理そのものをですます調で表現していただきました。これは専門家同士の報告ではなくて、国民に向けたメッセージだということを明確に示していただいたと思っております。これから私どもいろいろな形で国民、消費者の手に届くようにしたいと思っておりますけれども、実はこの報告が国民の、消費者の手に届いた途端に、これは単なる提言ではなくて、彼ら——つまり国民や消費者が、消費者庁がちゃんとやっているのかどうかをきっちり点検する有力な道具になるんだろーと思っております。この部分はできているのだろうか、この部分はどうか、そういうものになるんだと思っております。実はこれが一番私どもにとっては大変厳しい監視の目だろーと思っております。この報告を国民向けに出していただいたこと、それ自身が実効性の担保への非常に有力なやり方だったのではないかと私は思っております。

この後、実際担当する課長からの決意表明をさせていただきますけれども、こういう位置づけの中で進めていくんだということをご理解いただければと思いました。

○田中座長　じゃ、事務局からお願いします。

○相本食品表示課長　補足させていただきます。本日の論点整理（案）につきましては、本日のご議論を踏まえまして、座長ともご相談の上、最終的な論点整理として修文し、後日公表させていただきます。

それから、最終的な論点整理につきましては、消費者委員会にご報告した上で、消費者庁において早急に対応すべき方策として論点整理に記載されている提言につきましては、速やかに消費者庁内に作業体制を整え、順次結論を得ていくこととしております。

また、消費者委員会においてさらにご議論いただく論点につきましては、今後消費者委員会に場を移しましてご検討いただくこととしております。

○田中座長　なお、本日、この検討会終了後、午後2時より消費者庁において、私と相本課長で記者説明会を開催いたしますのでお知らせいたしておきます。

それでは、健康食品の表示に関する検討会はこれにて閉会といたします。本当にありがとうございました。

午後0時19分　閉会